

令和6年1月31日
新宿区障害者福祉課

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等実地指導 実施状況

- 1 実施事業所（事業者）数
29事業所（28事業者）

- 2 実施事業数
69事業

事業種別	実施数（※）
居宅介護	18
重度訪問介護	17
同行援護	5
行動援護	1
移動支援	13
計画相談支援	2
共同生活援助	2
短期入所	1
放課後等デイサービス	2
生活介護	2
就労移行支援	1
就労継続支援B型	4
就労定着支援	1
合計	69

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合を含みます。

- 3 指導事項

- (1) 文書指摘事項を通知した事業所数
25事業所

- (2) 文書指摘を行った件数
102件

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合において、複数の事業で同一の指摘をしたときは1件としています。

(3) 文書指摘事項の内容

指摘事項	件数
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行うこと。	17
虐待の発生及び再発を防止するための措置を講じること。	13
運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	7
利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族から同意を得ること。	6
区規則第82号に定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を新宿区長に届け出ること。	5
サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者に対して契約書を交付すること。	5
届け出た事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出ること。	4
地域生活支援給付費の額について通知を行うこと。	4
従業者の資質向上のための研修の機会を確保すること。	4
業務管理体制を整備し、当該業務管理体制に関する事項を届け出ること。	4
利用申込者に対して、重要事項説明書を交付して説明を行い、その同意を得ること。	4
移動支援事業を開始する旨を東京都知事に届け出ること。	3
介護給付費の額について通知すること。	2
訓練等給付費の額について通知を行うこと。	2
居宅介護計画等を作成すること。	2
サービスの提供の記録をすること。	2
居宅介護サービス費について適正に算定すること。	2
地域生活支援給付費について適正に算定すること。	2
初回加算について適正に算定すること。	2
喀痰吸引等支援体制加算について適正に算定すること。	2
計画相談支援給付費の額について通知を行うこと。	1
支援法施行規則で定める事項に変更が生じたときは、その旨を東京都知事に届け出ること。	1
移動支援計画を利用者及びその同居の家族に交付すること。	1

相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した際に、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付すること。	1
送迎加算について適正に算定すること。	1
訪問支援特別加算について適正に算定すること。	1
継続サービス利用支援費について適正に算定すること。	1
定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。	1
従業者の勤務体制を定めること。	1
就労支援事業別事業活動明細書等の計算書類を作成すること。	1
合計	102

(4) 改善状況（令和6年1月31日現在）

	改善済	改善中	合計
事業所数	24	1	25